

會學濟經學大國帝都京

# 叢論濟經

號一第 卷五十五第

月七年七十和昭

## 論叢

南方農業に於ける労働力の問題…………… 經濟學博士 八木芳之助

佛印に於ける貯蓄及資本に就いて…………… 經濟學博士 松岡孝兒

ナチスの賃銀保護政策の原理…………… 經濟學士 中川與之助

資本形成の意義…………… 經濟學士 中谷實

實物的波及過程の彈性分析…………… 經濟學士 青山秀夫

## 研究

協力工業の技術的向上と再編成…………… 經濟學士 田杉競

成果學說の理論的根據…………… 經濟學士 尾上忠生

## 說苑

大島貞益の譯書及岡田好樹…………… 經濟學博士 本庄榮治郎

「經濟之理」について…………… 經濟學士 上杉正一郎

シエーパースの國土計畫論…………… 經濟學士 上杉正一郎

## 附錄

彙報

## ナチスの賃銀保護政策の原理

中川與之助

はしがき

ナチスに於ける賃銀保護政策の原理は自由主義や社會民主主義時代のそれを全く變革するに至つた。蓋しナチスの所謂國民社會主義に於ては勞働 (Arbeit) の意義も、企業の觀念も、企業家と勞働者との關係も、勞働契約の觀念も更には勞働組織 (Arbeitsverfassung) も全く一變するに至つたからである。吾人は今茲にかくの如く一新するに至つたナチスの賃銀保護政策の原理を究明せんとするものであるが、それが爲には順序として一應前時代即ち社會民主主義時代の賃銀保護政策を回顧し、その次にナチスの新原理を積極的に説明することとするであらう。

## 一 社會民主主義時代の賃銀保護政策

社會民主主義は自由主義を基調とし、それにマルキシズムの加つたものなることは既に屢々述べたる所なるが、勞働保護政策にも亦それが現はれて、それは自由主義的であり且つ又マルキシズム的であつた。即ち社會民主主義は根本に於て自由主義の生み出した個人主義的な勞働保護政策を繼承しつゝ、更にそれをマルクスの社會革命理論の下に階級闘争の一政策と化するに至つたのである。かゝる勞働保護政策の下に行はれし賃銀保護の原理の前提となつてゐるものは、イ、自由主義即ち所謂資本家社會に於ては勞働は資本家の營利の手段として行はれて

ゐる。詳言すれば資本家は利潤搾出の手段として、そしてその手段としての利用價值のある限りに於てのみ労働者を雇用するのであるといふこと、ロ、かゝる労働は所謂労働市場 (Arbeitsmarkt) に於て賣買せらるゝ「商品」(Ware) に過ぎず、「商品」労働の價格即ち賃銀は一般物價と同様に需要供給の法則によりて決定せらるゝとなすことである。労働階級が資本家階級に對してかゝる隷屬的地位にある限り、而してその労働がかくの如く非人格的な物財同様に賣買せらるゝ限り、労働者は正しく「賃銀奴隸」(Lohnsklaven) に過ぎず、彼等の階級的運命は永遠に鎖さるゝの外ない。マルキシズムはかゝる労働階級を解放する原理として階級闘争を教へ、且つそれを理論付けるに唯物史觀や餘剩價值説を以てしたのである。社會民主主義はかゝるマルキシズムを政治上の教程とし指導原理となしたのであるが、それが賃銀保護政策となりては如何なる特質を有つてゐたかを次に考察することゝしやう。

社會民主主義時代の賃銀保護政策の特質をみるに、イ、賃銀保護政策は單なる労働者の保護政策又は經濟政策に非ずして、多方面に互る社會革命政策の一環としての役割をもつてゐた。即ちそれは一定の經濟社會に即應せんとする構成的建設的なるものに非ずして何等の限界もなき破壊的なるものなりしこと、ロ、労働は資本家的搾取に過ぎないとなす階級的労働觀は、一方に於て労働者をして労働を嫌忌輕蔑せしめて、その結果労働を出来るだけ回避せしめたるのみならず、他方に於ては労働の成果を出来るだけ多く奪はんとするに至り、賃銀問題は賃銀闘争、分配闘争と化していつた。ハ、一般労働階級は自由主義、資本主義を呪咀し乍らも、何ら新しき生活原理を創造しえず、依然として資本主義の根本となつてゐる個人主義・物質主義・享樂主義を奉じたに過ぎざるが故に、彼等の生活はブルジョアの生活を倣ふの外なかつた。かくしてこの時代の賃銀政策は労働階級の生活のブル

ジョア化政策に外ならなかつた。<sup>(註二)</sup>

(註一) ゾンバルトはプロレタリア社會主義の根本價值觀は一言之を以て要すれば快樂主義 (Eudaimon) である。それは生活そのものを最高なるものと評價し、その生活價值の大衆化・大量化を理想として掲げた。「事實プロレタリア社會主義はブルジョア文化の價值以外に如何なる價值をも知らない。進ぶ所はこの價值をプロレタリアートにも與へやうと欲する點だけである。云々」といつてゐる。

かくの如く社會を階級的分裂に導かんとする破壊的貨銀政策、只管、分配を旨指して生産を無視する貨銀政策、腐敗墮落せりと攻撃する資本家的消費生活を標準となすが如き非創造的な貨銀政策、これらが理論上勞働階級保護の實を擧げえざるものなることは言ふまでもなからう。蓋しそれは悉く生産機構を破壊し生産と分配との均衡を破るものに外ならざるが故である。果然かゝる政策をとりし社會民主主義の下では、獨逸の經濟社會は崩壊し生産力は萎微沈滞し休業・廢業・破産は續出し、その結果は失業者續出し勞働大衆は飢餓線上を彷徨するの外なくなつた。しかも彼等の生活理想が資本家的、唯物的・享樂的であるだけにその精神的苦惱は一層深刻なるものがあつたといはねばならぬ。社會民主主義はかゝる破壊的混亂的狀態を以て社會革命への陣痛である過程であると辯護したが、建設すべき新しき社會の構造も明にされずして徒らに破壊と鬭争とを續くることは國家を滅亡に導くの外ない。かくて理論的にも實際的にも社會民主主義政策は全く行詰り、遂にナチスに政權を譲らなくをえなくなつたのであるが、國家社會主義を掲げて起てるナチスは民族共同體 (Volksgemeinschaft) 建設の理念の下に、舊しき政治・經濟・文化の理念を一掃し、勞働保護政策従つて貨銀保護政策をも一新するに至つたのである。

## 二 ナチス貨銀保護政策の根本原則

ナチス賃銀保護の原理を明にするには根本に於てはナチス革命の根本理念に溯らねばならぬ。ナチス革命の指標は民族共同体 (Volksgemeinschaft) の建設にある。而してナチスの民族共同体觀によれば、民族 (Volk) は人類生活の基本單位にしてそれ自體が本來生活共同体 (Lebensgemeinschaft) なのである。かゝる生活共同体にありては勞働力は資本と同様に個人の私有物に非ずして民族・國家の爲の財であり、勞働は單なる私事に非ず、況んや個人的利益獲得の手段でもありえない。「公益は私益に先立つ」の原則の下に、勞働も亦公益の爲め全體の利益の爲めになされなければならぬ。ナチスはいふ。民族の生活はそれ自體創造發展してやまず、その創造能力の大なるものゝみが民族鬭争に勝利を占めてゆくのであるが、かゝる創造の源泉は實に勞働である。否、勞働は正に創造そのものである。勞働なくしては民族の存續も國家の繁榮もありえない。洵に勞働力は民族發展の基礎なるが故に民族にとりての「最高財」(huestes Gut) といはねばならぬと。さればかゝる國民的最低財たる勞働力を自由主義資本主義の如く、個人的又は階級的利益の爲めに利用したり虚使したりすることを許されぬ。それは國民全體の公益原則の下に使用すべきものである。かくて又勞働することは個人主義やマルキシズムの教へし如く、不名譽や屈辱や隷從に非ずして共同體的成員としての至高なる義務 (Pflicht) であり名譽 (Ehre) であり歡喜 (Freude) であらねばならぬ。勞働者はプロレタリアに非ずして「創造者」(Der Schaffende) であり、それは個人であると同時に全體の運載者 (Träger) である。獨逸勞働者・「創造的獨逸人」なくして獨逸國はありえない。新しきナチス獨逸は勞働者の社會主義國なりとせらるる。<sup>1)</sup>

ナチスに於ては獨り勞働觀のみならず企業家の觀念も亦變化し、企業は最早以前の如く資本家の利潤造出の機構 (Apparat) でなく、國家・民族の爲めに存する國民經濟の基本細胞なりとせらるる。又、企業家は

1) 拙稿、ナチス社會主義に於ける勞働觀、經濟論叢、第五十卷第一號。

利己的な卑しき利潤狂 (Profitier) に非ずして、勞働者と協力して經營的生産を遂行すべき所謂經營指導者 (Beitragnehmer) である。彼は勞働者に對しては最早權力的支配者でもなければ經濟的搾取者でもありえない。國家的生産に奉仕する勞働者の共働者である。否、新しき理念によれば企業家も亦勞働者 (Arbeiter) である。かくの如く勞働觀・企業觀・勞働者觀・企業者觀は變化したるが故に、最早新しきナチス社會には以前の如く相對立抗爭すべき資本家も勞働者も存しないのである。従つて「勞働者」を弱者として支配し「資本家」に對する防衛又は鬭争としての勞働保護政策といふことは今日に於ては全然意味をなさぬこととなり、勞働保護政策は全然別箇の見地から、即ち上述せる如き國家主義・全體主義の立場からなさるゝに至つたのである。<sup>9)</sup>

ナチスの勞働保護政策は勞働者の爲めの勞働の保護でなく、國家・社會全體の爲めの勞働の保護なることは上述せる如くなるが、そのことは又勞働保護政策は一般政策わけでも經濟政策や社會政策と不離一體のものたるべきことを意味する。換言すれば勞働保護政策は新しきナチスの經濟政策・社會政策と矛盾するが如きものであつてはならぬ。かくして吾人はナチスの勞働保護の一として、賃銀保護の政策の要綱として次の如きものを掲げらる。

その第一は總ての勞働者をして賃銀を獲得せしめんとするの原則である。それは原則として勞働者の失業なからしむることを意味する。ナチスは前時代の末期にみし如き悲惨なる社會的失業現象に顧みて、勞働者保護の眼目は少數の勞働者に非ずして凡ゆる勞働者の生活の保證に非るべからずとなすに至つたのであるが、それには先づ從來の如き營利主義の下に現出する勞働市場を通して勞働を配分するが如き組織を改めざるをえず、又かゝる勞働組織の爲めには舊き勞働觀を改めて、勞働の國家的管理を可能ならしめねばならぬ。かくして今や勞働は

2) 拙著、ナチス社會政策の研究、第十二章參照。

各人の自由に非ずして國民の道德的義務であり、國民亦各々彼の勞働場所 (Arbeitsplatz) をえて國家に奉仕する勞働の權利 (Recht auf der Arbeit) を有すとせられ、國家はかゝる國民の勞働の權利に對して、各人に勞働場所を與ふべき義務を負ふものとせらるゝに至つた。而してかゝる觀念に即應して舊き勞働市場に代りて、新に勞働配置 (Arbeitsersatz) の制度が創められ、國家は又勞働創造政策 (Arbeitsbeschaffungspolitik) を重大なる國策として取り上ぐるに至つた。かくして今日のナチス國家に於ては勞働能力ある人々は總て國家の爲めに勞働すべきことを道德的に要請せらるゝのみならず、又國家的に勞働場所を配分せらるゝことゝなつた。總ての人が勞働場所を獲得することは言ふ迄もなく勞働賃銀にありつくことに外ならぬ。

その第二は賃銀によりて總て勞働する人々の最少生活を保證せんとすることである。譬ひ勞働者に勞働場所を與へて失業なからしむと雖も、賃銀にして生活するに足らざる場合には勞働力の維持は困難であり、國民經濟的には生産を阻害し、且つ社會上の危機を孕むに至る。故に賃銀は少くとも勞働者の最少生活を支持するに足るのでなければならぬ。ナチスがこの事を特に強調する所以は前時代の如く徒らに實質の伴はぬ名目賃銀 (Nominiallohn) の引上策に狂奔せし如き愚を繰り返さざらんが爲めである。前時代には階級主義的な誤れる分配闘争の立場より名目上の賃銀額を少しでも引上ぐるものが、即ち社會正義に協へ且又勞働階級を幸福にするものと考へられた。その結果賃銀保護政策は名目賃銀の引上策となつていつた。併しかゝる名目上の賃銀の引上は他方に於てかつ生産の増加が之に伴はぬ限り、賃銀の實質的購買力を引下ぐることゝなり、何等勞働階級にとりて有利とはならない。<sup>(註)</sup>而も前時代にはかゝる高賃銀政策の結果は一層企業は阻害せられて生産を不振ならしめ失業を擴大するの結果となつた。かくて勞働者の實質賃銀は益々減少するに至り勞働者は二重三重に不利なる立場に立たざるを

えなかつた。ナチスが勞働者保護の眼目は名目上の賃銀額の引上に非ずして實質賃銀 (Reallohn) の引上にあるとなし、それを賃銀政策の基底に置くに至つたのはかゝる前時代の苦き經驗によるのである。ナチスは民族を生活の共同體となし苟くも民族に屬する人々の生活はそこに於ては最少限度に於て保證せられねばならぬとなす。この共同體的生活責任原則の樹立は前時代の個人主義的生活責任原則に比すれば大なる轉換なるが、ナチスは之を國民社會主義の社會主義たる基本原則なりとなす。さて然らば勞働者の實質的賃銀を引上ぐるナチスの方策如何、之に就ては後に詳説するが要するに生産を振興することにある。それには先づ前時代の如き高き名目賃銀の爲に生産の阻止された事情を解消しなければならぬ。この意味に於てナチスは低賃銀政策をとるものである。併し基本賃銀 (Grundlohn) が生活の保證をなすべきものたる以上、それは生活資料わけでも食糧の價格と密接なる均衡を保たしめねばならぬ。茲に於てかナチスは賃銀政策と農産物の價格とに有機的な關聯を保たしめ基本賃銀を以て最少限度のパンを保證するの政策をとりつゝある。<sup>4)</sup>

(註二) ア・ホルツは、前時代には勞働者の生計は賃銀を引上ぐるならば可能なりと信じ、多き給付 (Mehrlöhne) なくしては賃銀引上や生計の改善の不可能なることを明にしなかつた。賃銀一〇〇單位に對して商品一〇〇單位の場合は賃銀價值は商品に對して一對一なるが、若し賃銀を二〇〇單位となし商品が依然として一〇〇單位に止れば賃銀價值は商品に對して前者の二分の一に引下がる。給付の増加は所得増加の前提である。(Die Mehrleistung ist die Voraussetzung für eine Einkommenssteigerung) 一九一三年の賃銀指數を一〇〇とすれば一九三〇年のそれは一五二・七となるが購買力は何等上つてゐないとしてゐる。<sup>5)</sup>

第三にナチスの賃銀政策の根本原則としてあぐべきは勞働業績の保護、即ち優秀なる勞働給付に對してはそれに相應する賃銀の割増が與へられるといふ原則の確立である。<sup>6)</sup> ナチスが賃銀測定にかゝる給付原則 (Leistungsprin-

4) J. Gerhardt, a. a. O. S. 234.

5) A. Holtz, a. a. O. S. 36.

6) A. Holtz, Nationalsozialistische Arbeitspolitik, S. 37.

7) J. Gerhardt, Deutsche Arbeits- und Sozialpolitik, S. 236—237.



(Zeit)をとるに至れるは、一には之によりて勞働の質及び量を向上せしめんとする生産政策上の理由により、他には之によりて勞働者の社會的生活狀態を改善せんとするにある。而してかゝる原則を確立するに至れるは矢張前時代の賃銀政策の失敗に顧みる所あるによる。周知の如く社會民主主義時代の賃銀は勞働組合(Unternehmerverband)と企業家組合との集團的契約によりて定められたものであり、勞働組合はその抱持する個人主義階級主義の立場から、即ち人は平等なりとの擬制に立ちて一律平等の賃銀を要求した。所謂賃銀契約(Tarifvertrag)の本質も亦そこにあつた。かゝる一律平等の賃銀は然し乍ら勞働者間に於ける有能と無能、勤勉と懶惰の區別を無視することとなりし爲めに、勞働者に向上進歩・勤勉努力の刺戟を失はしめ、その結果は専門的勞働者や有能勞働者の數を減じ且つ一般に産業上の能率を著しく低下せしむるに至つたのである。かゝるマルクスの無差別主義(Markistische Gleichmacherei)をナチスは排して凡ての勞働者の能力上・業績上の競争を行はしめ、以て有能なる勞働者をして經濟的・社會的に向上せしむる社會的淘汰の法則を採用するに至つたのである。ナチスによれば、かゝる政策によりて經濟社會に於て眞に能力あるものが社會の上層に浮び上り、然らざるものは下層に沈み、因襲的な情實や特權をなくし、正しき社會の新陳代謝を行はしめ、且つ之によりて新しき勞働の「貴族」(Adel)を生み出し健全なる中等階級を創設しようとなす。尙、ナチスはかゝる能率本位の賃銀引上策によりて勞働階級も亦國民的文化の創造と享受とに参加しようとなす。即ちナチスの賃銀保護はその基本賃銀に於て生活の最少限度を保證するのみならず、業績賃銀(Eistungslohn)によりてその業績を保護し勞働階級の生活狀態を改善向上せしめんとするのである。<sup>8)</sup>

最後に即ち第四にナチスに於ては、かゝる最少生活の保證といひ、業績による賃銀の引上策といひ、言ふ迄も

8) H. Brauweiler, Sozialverwaltung, S. 100—101.

9) A. Holtz, a. a. O. S. 36.

10) A. Holtz, a. a. O. S. 35.

なくそれは一時的偶然的なものであつてはならぬ。それは永續的安定的なものでなければならぬ。而してかゝる貨銀の永續的安定策を樹てんには、根本に於て永續的な且つ進歩的な經濟政策をわけても生産政策を樹てねばならぬ。かゝる經濟政策が貨銀政策の根本なりとせば、貨銀政策をかゝる經濟政策に即應せしめなければならぬ。所が經濟政策は國內情勢はもとより世界情勢によりて、不斷の影響をうけ決して常に平坦なる道を進むものではない。従つてかゝる經濟政策に即應する貨銀も徒らに原則に拘泥することを許さるゝものでなく弾力性を有つものでなければならぬ。かくてナチスは固定的・公式的・非弾力的貨銀政策を排する。永久的且つ進歩的な經濟政策と矛盾するが如き偶然的又は投機的な貨銀の引上策は健實なる貨銀保護に非ずとなすのである。

之を要するにナチスの貨銀保護政策の根本方針は、之を消極的にいへば個人主義・階級主義・分配主義・享樂主義を棄つるにあり、之を積極的にいへば全體主義・精神主義・奉仕主義・生産主義の立場から、勞働能力ある總ての人々に勞働場所を與へて、彼等の少くとも最少限度の生活を永續的安定的に保證し、更に業績によりて不斷にその經濟的・社會的狀態を向上改善せしめんとするにある。

### 三 「正しき貨銀」の理論

ナチスに據れば、貨銀は須く「貨銀正義」(Lohnsprachlichkeit)の要求に合する「正しき貨銀」(Gerechte Lohn)でなければならぬ。併し乍ら「正しき貨銀」や「貨銀正義」の問題は決して一義的(äindlich)ではない。抑も貨銀政策は各時代の經濟政策によりて規定せらるものである。例之、重商主義時代には最高の經濟政策としてとられたる積極的貿易政策の立場から、貨銀も一般物價と同様に低廉ならんことが要求せられ、自由主義時代に至ると、

自由主義的社會秩序の原理によりて、賃銀決定を勞働市場に於ける需要・供給の法則に委せ、かくして決定せらるゝものを「正しき賃銀」なりとなした。<sup>(註三)<sup>12)</sup>勿論各々の時代には種々の社會倫理が現はれて、それが「正しき賃銀」の理論として現實の賃銀に影響を與へたことは否むを得ないが、然しそれらの倫理的要求も經濟原則わけでも生産政策に逆行して、或はそれから越脱しては行はれうるものではなかつた。換言すれば經濟的に「正しき賃銀」(richtige Lohn)のみが倫理的にも「正しき賃銀」(gerechte Lohn)とせられた。ナチスをしてかゝる生産政策に即する賃銀理論をとらしむるに至つたのは、いふまでもなく前時代に於ける分配政策を基調とせる賃銀政策の實際上の失敗による。</sup>

さてナチスの「正しき賃銀」は既に述べたるが如き賃銀政策上の諸原則を充すものでなければならぬことはいふまでもない。即ち「正しき賃銀」とは個々人又は階級を對象とするものに非ずして總ての勞働しうる國民をして勞働場所を獲得せしむるが如き全體的經濟政策に即應すべきものであり、又、それは勞働する總ての人々の最少限度の生活を保障すべきものであり、更には、その賃銀は劃一平等なるものに非ずして、各人の業績の質・量に均衡を保つべきものでなければならぬ。「正しき賃銀」としてのこれらの諸内容の外に、特にナチスの強調する點は、それが生産政策に即應すべきものなりといふことである。そこに前時代の「正しき賃銀」理論との間に大なる差異を見出す。即ちナチスによれば言ふまでもなく賃銀は社會的生産物の分配の一範疇に過ぎぬ。それ故に賃銀の根源は寧ろ生産にある。賃銀を多く分配せんとせば多く生産することがその前提である。「生産の引上なくしては如何なる一般的な賃銀の引上もありえず」(Keine allgemeine Lohnerhöhung ohne entsprechende Produktionssteigerung)<sup>13)</sup>。生産を顧みざる分配や賃銀正義は空論である。それは理論上許されざるのみならず、假りに一時的に許

12) J. Gerhardt, a. a. O. S. 227—228.

13) H. Friedrichs, Marxismus und Nationalsozialismus in ihrer Bewertung der Arbeit, S. 55.

されても決して永續しうるものでない。況んや前時代の如く一方に於て階級闘争によりて生産機構を摩靡破壊せしめ乍ら他方に於て益々賃銀を高めんとするが如きは矛盾も亦大なりとせざるをえぬ。ナチスは生産力を高むる爲めに「社會の平和」(soziale Frieden)「労働の平和」(Arbeitsfrieden)を要求し、他方に各労働者の労働業績の向上せんことを望む。そして「唯一の眞實なる賃銀引上は生産の引上にある。」(die einzig wahrhaftige Lohnerhöhung die Produktionssteigerung ist)。「給付の向上なくしては賃銀の引上はありえず」(Keine Lohnsteigerung ohne Leistungssteigerung)。<sup>15)</sup>「經濟の収益それ自體が向上した場合にのみ労働者の分け前が増加し得る」(Der Anteil der Arbeiter kann nur steigen, wenn der Ertrag der Wirtschaft selbst steigt)と賃銀は生産に即應すべきことを論じてゐるのである。勿論在來の資本家的企業に於ては社會的にも最早生産の發展を期待しえなくなつてゐたが故に、これらの賃銀政策と共に企業の共同體的な改造を齎したのであるが、以上の如きナチスの賃銀理論は具體的には各企業の生産能力に即應すべき賃銀を支拂ふべしといふことになつて來た。今や「正しき賃銀」は「超企業的」(über betrieblich)な齊一的なものに非ずして企業に即應する「企業個人主義」(Betriebsindividualismus)的な形態をもつに至つた。各企業の生産を擁護し之を高め以て國民經濟的な生産性を向上せしめ労働者一般の生計を改善せんとするのがナチスの政策である。かれらはいふ。「給付の増加は所得増加の前提であり」(Mehrleistung ist die Voraussetzung für ein Einkommenssteigerung)。「給付の向上のみが生計の改善を可能にする」(Leistungssteigerung allein ermöglicht bessere Lebenshaltung)。<sup>16)</sup>

(註三) 自由主義時代の「正しき賃銀」も自由主義の發展と共に次第に變化してゐる。その初期に於ては賃銀は市場法則によりて決定せらるゝの外なきものとなしたが、資本家的横暴に對抗するには労働者を糾合團結するの外なしとなして労働者側の團結權 (Koalitionsrecht) の要求となり遂に労働組合の發生をみるに至つた。労働組合時代に入りても賃銀政策は最初は自由主義

14) J. Gerhardt, a. a. O. S. 234.

15) A. Holtz, a. a. O. S. 35.

16) A. Weber, Allgemeine Volkswirtschaftslehre, S. 107.

17) F. Heyde, Die Lage des deutschen Arbeiter, S. 49.

的であつて貨銀決定には市場法則は克服し難きもの (Unüberwindlichkeit) と信じて (Glauben) 唯間接的に労働市場に於ける労働者の立場を有利ならしむる間接的貨銀政策 (indirekte Lohnpolitik) をとつてゐたが、雖て市場構造 (Marktstruktur) の背後に社會的勢力の存することを認識するに至り、且つ労働階級から現貨的貨銀に非る「標準貨銀」(Standardlohn) への要求が現はるゝに至りて従来の貨銀政策を一變するに至つた。今までは労働市場の社會的構造を是認しつゝその上に市場の形式 (Marktforn) を變更せんとするに止つてゐたが、今や意識的に社會的勢力の挿入 (soziale Machteinsetzung) によりて、市場の社會的構造そのものを變更し以て貨銀を引上げんとする直接的な貨銀政策 (direkte Lohnpolitik) に轉するに至つた。かくて労働市場は企業家側と労働者側との徒黨 (Parteien) としての組織となり、市場法則に對する「宿命論的信仰」(fatalistische Glauben) は棄つられ、社會的勢力によりて貨銀も亦引上げらるゝと樂觀するに至つた。併しその結果は嚴格に組織されたる一部労働階級の労働市場の獨占となりて、未組織又は組織の不充分的な労働階級がその犠牲となるに至り、且つ全労働階級への單なる分配の變更によりては所得らるゝ所極めて僅少なること、更には労働階級の抗争は他方企業家側の抗争をも益々激成すること、この權力的闘争によりて生産物のある部分は消費への移動ともなるが、それによりて全社會的生産物を何等本質的に高むるものに非ること等が明にさるゝに至り、労働組合の貨銀政策も單なる分配の要求から離れて、社會的勢力の挿入による全體的な生産性の上昇策へと轉するに至つた。併しそれが生産の引上げなきに先づ貨銀を引上げとする「投機的貨銀理論」(spekulative Lohntheorie) をとるに至つて又大なる失敗を繰り返さざるをえなかつた。

#### 四 ナチス貨銀の具體的保護

ナチスの貨銀は上述の如くその理念も形成の原理も共に前時代のもを變化せしめた。従つて今日のナチスの貨銀はその決定を最早個人主義時代の如く市場法則に、又階級闘争時代の如く闘争原則に委すことをえない。然らば之を如何に決定するか、簡單に之を要約すれば「政府の最高なる社會政策的代表者」(oberste sozialpolitische Vertreter der Reichsregierung) たるライヒ労働管理官 (Reichstreuhänder der Arbeiter) によりて決定せらるゝのである。

ライヒ労働管理官は國家全體的な經濟政策及び社會政策の上より労働賃銀條件を決定するのであり、前時代の調

18) A. Holtz, a. a. O. S. 37.  
 19) A. Holtz, a. a. O. S. 102.  
 20) A. Holtz, a. a. O. S. 229-232.

停裁判所のなしたるが如き、企業家と労働者との利害の調停妥協をなすのではない。<sup>21)</sup>彼の目指す所は一に國家全體の利益であるべく、企業家・労働者の何れの側にも動かさるべきでない。前時代に賃銀労働条件を規定せしものは企業家組合と労働組合との間に成立せる賃率契約 (Tarifvertrag) であつたが、今日國家的に權威的に決定せらるゝ労働・賃銀条件の規定を賃率規則 (Lohnordnung) と名ける。尤もこの賃率規定は原則としては經營の自治に委ぬべきものであるが、中央の統制を必要とする現階段に於て特に必要とする産業部門に就て、國家はライヒ労働管理官をして超經營的 (Überbetriebliche) な一般的労働条件を規定せしめるのである。勿論ライヒ労働管理官がこの賃率規則を定むるには、彼自身が所轄經濟區域の經濟社會狀態に精通すべきはいふまでもなく、更に各種専門委員の意見を徵することゝなつてゐる。賃率規則は法律上の眞の法規たる性質を有して強制的な効果を有し、經營從屬者の利益の爲の變更は可能なるもその不利益の爲の變更は禁止されてゐる。而して賃率規則は必要とする産業部門に就て必要とする最少限度に於て一般的な労働条件を規定するものなるが、個々の經營の詳細な労働条件に就ては之を經營規則 (Betriebsordnung) に規定することゝなつてゐる。之に就ては既に研究せられたる所に譲るが、<sup>22)</sup>その中に労働報酬の支拂の時及び方法や計算の基礎の外解約告知期間の問題等賃銀保護に關する諸規定が載せられることとなつて居る。この經營規則も亦賃率規則同様に法律の拘束力を有する。労働条件に就て經營規則・賃銀規則等の適用上爭議を生ずる場合は労働裁判所 (Arbeitsgerichtshof) に訴へうることとなし、又これら諸規則に違反する場合には名譽裁判所 (Ehrengerichtshof) から處罰されることゝなつてゐる。

むすび

21) H. Friedrichs, a. a. O. S. 55.

22) 前掲、拙著、第十二章參照。

以上吾人は社會民主主義時代の賃銀保護政策の理論及び實際の效果より説き起して、ナチス時代の賃銀保護政策に及んだ。ナチスが民族を人類生活の基本単位となし、更に生活共同體たる民族は當然に勞働・給付・生産の共同體たらざるべからずとなして勞働・生産の價値を高く評價し、勞働者の保護の必要なることを強調せるに至れることは、資本萬能・利潤本位の前時代に比すれば大なる變化といはねばならぬ。賃銀が總て勞働する人の生活を保證すべきこと、賃銀が各人の勞働業績に應ずべきこと等は卒然として聽けば敢て異とするに足らぬ理論なるが、そのものつ歴史的意味は大きい。蓋しそれは徒らに名目賃銀の引上に狂奔せし前時代の賃銀政策や、賃率契約によりて劃一的齊一賃銀の要求したる前時代の勞働組合的賃銀政策を全面的に放棄するものであるからである。更に吾人はナチスの「正しき賃銀」の理論が生産政策を中心となす點に於ても前時代のそれが分配政策を中心となしたるに比して大なる轉換であるといはざるをえぬ。生産が分配の根本なるとは何人も異論なき所なるも「正しき分配」なくして勞働能力も發揮しえられざるが故に、ナチスはその政策が前時代の極端なる反動に陥ることのなからんことを期して、或は各經營の信任協議會により或は獨逸勞働戰線によりて不斷に勞働階級の下情を上通せしむる政策をとつてゐる。勞働者の物質的保護に關しては獨り賃銀のみならず、その他社會保險・福利事業・社會救済等々をも普く考察にいと、必要がある。これらに關しては吾人の別に研究したるものに譲るが、之等を通觀して吾人に感せしめらるゝことはナチス政策は國民の物質的保護の必要を叫ぶもそれは決して國民を甘やかすものに非ず寧ろそれを緊張せしめつゝあるといふことである。而してこれらの緊張は政策によりてのみならず人生觀や生活觀の變革に結びつけられてゐる。従つてナチス賃銀保護政策の批判も根本に於ては新しき人生觀や生活觀にまで遡らざるをえぬであらう。